

大分大学教育学部附属学校園表彰規程

平成29年10月10日制定

平成29年規程第65号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第4条第4項の規定により、教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校及び教育学部附属特別支援学校（以下「附属学校園」という。）の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、附属学校園の園児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）又は児童等を構成員とする団体（以下「団体」という。）に対して行うものとする。

2 表彰の対象は、当該児童等が在籍中の行為等とする。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、児童等又は団体の行為等が、次の各号に掲げる場合に行うことができる。

(1) 国、地方公共団体その他の公的機関又はこれらに類する団体（以下「公的機関等」という。）が実施する各種の大会、コンクール等において、優秀な成績を収めた場合

(2) 社会活動において、次のいずれかに該当するものと認められる場合

ア 社会奉仕活動等において、公的機関等から表彰を受けるなど、顕著な活動が認められるとき。

イ 人命救助、犯罪防止、災害防止等に関し、公的機関等において表彰されたとき。

(3) その他前二号に準ずる行為等があるものとして認められる場合

2 前項第1号及び第2号に該当するかどうかの基準等は、別表のとおりとする。

(表彰対象者の推薦)

第4条 附属学校園の長は、前条第1項各号のいずれかに該当すると認められる児童等又は団体を、教育学部長を経由して学長に推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、その都度、速やかに行うものとする。

(表彰対象者の決定)

第5条 学長は、前条第1項の推薦に基づき、表彰対象者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、第5条の規定により表彰対象者が決定された後、速やかに行うものとする。

(事務)

第8条 表彰に関する事務は、教育学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、附属学校園の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月10日から施行する。

別表（第3条関係）

表彰の基準等

1 第3条第1項第1号の基準等

- (1) 体育系の課外活動における成績が、次のいずれかに該当するものと認められるもの
- ア 権威ある国際レベルの競技会に出場し、優れた成績を収めたもの
 - イ 権威ある国内最高レベルの競技会に出場し、最も優れた成績を収めたもの
 - ウ 体育活動において権威ある国際レベルの競技会に日本代表として出場したもの
 - エ 国際規模の競技会に出場し、優れた成績を収めたもの
 - オ 全国規模の競技会に出場し、最も優れた成績を収めたもの
- (2) 文化系の課外活動における成績が、次のいずれかに該当するものと認められるもの
- ア 権威ある国際レベルのコンクール等において高い評価を得たもの
 - イ 権威ある国内最高レベルのコンクール等において最も高い評価を得たもの
 - ウ 権威ある国際レベルのコンクール等に日本代表として出場したもの
 - エ 国際規模のコンクール等に出場し、高い評価を得たもの
 - オ 全国規模のコンクール等に出場し、最も高い評価を得たもの
- (3) 第3条第1項第1号の基準に団体が該当する場合の取扱い

団体の活動が表彰の基準に該当する場合は、当該団体を表彰するものとする。この場合において、表彰状は、その活動に従事した個々の構成員に授与できるものとする（団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は、その団体に表彰するとともに、その競技会について出場選手登録のあった個々の構成員に表彰状を授与する。）。

2 第3条第1項第2号の基準等

- (1) 次のいずれかに該当するものと認められるもの
- ア ボランティア活動等において、顕著な活動が認められたもの
 - イ 人命救助、犯罪防止又は災害防止に貢献したもの
 - ウ その他ア及びイの基準以上に該当するものと認められたもの
- (2) 第3条第1項第2号の基準に団体が該当する場合の取扱い
- 団体の行為等が表彰の基準に該当する場合は、当該団体を表彰するものとする。この場合において、表彰状は、その行為等に係る個々の構成員に授与できるものとする
- (3) 国内外の公的機関等による表彰の有無及び新聞等による報道の有無は、表彰の基準に該当するかどうかの参考とする。

3 再度の表彰

既に表彰された児童等又は団体に再度表彰の基準に該当する行為等があった場合は、再度の表彰を行うことができるものとする。